

令和7年度 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号・第4号適用契約 発注見通し及び契約の締結状況

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号及び第4号の規定による随意契約を締結するので、加古川市水道事業及び下水道事業契約規程第19条の2の規定に基づき、次のとおり発注見通し及び契約の締結状況を公表します。

公表内容(1)						公表内容(2)			
公表日	発注(契約)担当課	発注予定時期	契約名	履行期限(時期)	契約相手方の選定基準	契約日	契約相手方	契約金額(円)	契約相手方とした理由
			契約内容						
令和7年4月1日	お客さまサービス課	令和7年5月	公共下水道普及促進業務委託	令和8年3月31日	別表イに該当する市内唯一の団体	令和7年5月1日	加古川市加古川町河原453-15 公益社団法人 加古川市シルバー人材センター	単価契約 1,345円/時間 (土日祝及び月曜日から金曜日までの午後5時以降1,460円/時間)	別表イに該当する市内唯一の団体
			公共下水道への接続調査及びPR						
令和7年4月1日	下水道課	令和7年4月1日	下水道敷地内除草業務委託	令和8年3月31日	別表イに該当する市内唯一の団体	令和7年4月1日	加古川市加古川町河原453-15 公益社団法人 加古川市シルバー人材センター	単価契約	別表イに該当する市内唯一の団体
			下水道敷地内の除草作業						
令和7年4月1日	経営管理課	随時	トイレトペーパー購入	随時	別表アに該当する市内唯一の団体	随時	加古川市加古川町稲屋995-2 アロー株式会社 (ひまわりの郷)	35,200	別表アに該当する市内唯一の団体
			トイレトペーパーの購入						

公表内容(1)は、発注見通し・契約の事前公表。

公表内容(2)は、契約の事後公表。

※公表内容(1)は予定であり、実際の発注にあたっては内容が変更される場合があります。

※発注時期が概ね令和7年4月1日以降のものについて掲載しています。

(別表)地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号及び第4号の内容		
第3号関係	ア	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第25項に規定する地域活動支援センター、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業(同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業を行う事業に限る。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。)若しくはこれらに準ずる者として総務省令に定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法第10条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第2条第1項に規定する生活困窮者であるもの(当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)において製作された物品を買い入れるとき。
	イ	障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令に定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から役務の提供を受ける契約をするとき。
	ウ	母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれらに準ずる者として総務省令に定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から受ける契約をするとき。
	エ	生活困窮者自立支援法第10条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設(当該施設から役務の提供を受けることが同法第2条第1項に規定する生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から受ける契約をするとき。
第4号関係	オ	新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から新役務の提供を受ける契約をするとき。